

ポストコロナの社会的課題解決に向けた ICT 活用の可能性

目 次

- I. はじめに
- II. 社会的課題の整理
 - 1. コロナ禍が労働市場に与えた影響
 - 2. 高齢化と高齢者間の就業格差・所得格差
 - 3. 母子世帯の貧困
 - 4. 高齢者や母子世帯の母親が課される制約
 - 5. 技術を活用した環境支援
- III. 高齢者の就業状態・生活状態と ICT
- IV. ICT が持つ社会的課題解決の可能性
 - 1. ICT 活用とコロナ禍の休職回避
 - 2. 高齢者の ICT 活用と就業状態
 - 3. 母子世帯の母親の ICT 活用と所得水準
 - 4. 格差是正の観点から見た ICT 活用の有効性
 - 5. ICT 活用が持つ社会的課題解決の可能性
- V. ICT 活用を礎とした新しい就業支援
 - 1. 政府方針
 - 2. 地方自治体の支援施策
 - 3. 民間企業における支援施策
 - 4. ICT 活用支援施策の注意点
- VI. おわりに

野村証券データ・サイエンス部 高蔵 蓮
野村証券経済調査部／データ・サイエンス部 水門 善之
監修：京都大学大学院医学研究科 近藤 尚己

要約と結論

1. 2020 年以降、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の感染拡大は、人々の生活に様々な影響を与えた。なかでも大きな影響を受けたものとして、人々の働き方が挙げられよう。コロナ禍においては、テレワークに代表されるような、ICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）を駆使した働き方が広く浸透した。本稿では、雇用・所得を中心とした社会的課題に対して、ICT 活用の有効性を計量的に検証すると共に、国連の持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた ICT 活用の可能性を考察した。
2. コロナ禍においてはパートタイム労働者の雇用が大きく減少した。高齢者やひとり親世帯（特に母子世帯の母親）の就業者はパートタイム雇用の割合が高く、コロナ禍の雇用減少の影響を大きく受けており、これはコロナ禍における新たな社会的課題と言える。高齢者や母子世帯の就業の困難さやそれに伴う貧困は、コロナ前から日本の社会的課題であり、コロナ禍で顕在化した。一方でテレワーク等の、コロナ禍への対応として急激に普及してきた ICT 活用によって、加齢に伴って心身の機能が低下するという心身機能的制約や日中のフルタイム勤務が難しいといった時間的制約、通勤の負担が大きいという距離的制約を克服できる可能性があると考え、以下の分析を行った。
3. 本稿では、これら ICT 活用の可能性を検討すべく、就業状態・所得水準の改善と ICT 活用の関連性について、約 3 万人の調査結果を集計した JACSIS（=The Japan COVID-19 and Society Internet Survey）データベースを用いて、個票ベースの分析を行った。多重ロジスティック回帰による推計を行った結果、1. ICT 機器を使う仕事に就いている就業者はコロナ禍で休職を回避している傾向にある、2. ICT を活用している高齢者は就業している傾向にある、3. ICT 機器を使う仕事に就いている母子世帯の母親は世帯年収水準が高い傾向にある、という 3 点の関連性とその統計的な有意性が示唆された。さらに追加的な分析から、

ICT 活用と就業状態については高齢者が特に強い関連性を持ち、ICT 活用と世帯年収水準については母子世帯の母親が特に強い関連性を持つことが示され、格差是正の観点からも ICT 活用が有益である可能性が示された。

4. これらの分析を踏まえると、ICT を活用した支援を通して心身の機能・時間・距離といった制約を克服することで、就業や収入面の格差を是正する機能を持つことが期待される。そのような事例を探索したところ、実際に、政府・地方自治体・民間企業といったあらゆるレベル・フィールドで、ICT を活用した新しい働き方の推進・就業支援の事例がみられた。
5. 他方、心身の機能や時間や距離の制約を受けやすい人々は、ICT 利用のためのアクセスにおいても制約を受けやすいため、オンライン環境の公平な普及に加えてサービス利用の簡便性の追求など、各集団のニーズを踏まえた利用環境整備が不可欠である。コロナ禍への対応として、ICT 活用に向けたインフラ整備やサービスの改善が進むことが、ポストコロナにおける一層強靱で活力ある社会を構築する基盤となろう。

I. はじめに

2020 年以降、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の感染拡大は人々の生活に様々な影響を与えたと共に、社会や経済の在り方を再構築させる契機となった。本稿執筆時点（2022 年 3 月）においては、ワクチン接種の進行等は順調なものの、依然として変異株による感染再拡大リスクは収まらず、引き続き感染予防を意識した「ウィズコロナ」の生活様式が必要となるだろう。

「ウィズコロナ」の生活様式の代表例を考えるとすれば、テレワーク・在宅勤務がその一つとして挙げられる。2020 年 4 月に発令された第 1 回目の緊急事態宣言以降、テレワークは急速に普及し、結果として人々が新しい働き方へとシフトする契機となった。コミュニケーションが必要となる業務においても、ICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）機器を駆使することで持続的な業務遂行が可能であることが改めて認識され、ポストコロナ（感染収束後）の社会においても ICT 機器を用いた新しい働き方の浸透が期待される。つまり、コロナ影響下において「働き方」における ICT の役割は大きく増し、その存在感はポストコロナでも持続することが予想される。実際、国土交通省が 2020 年に行った令和 2 年度テレワーク人口実態調査によれば、雇用型就業者のテレワーク実施割合はコロナ禍で急上昇し、さらにコロナ禍でテレワークを活用した企業では就業者・企業（雇用主）の双方がポストコロナでもテレワーク活用を希望していることも確認されている[国土交通省（2021）]。

ICT 活用は「ウィズコロナ」の働き方・生活様式の原動力として一層広まることが期待されると同時に、様々な社会的課題の解決に寄与することも期待できる。これまでも ICT 活用と社会的課題の関連性については数多くの議論がなされており、所得や居住地の自治体の規模による ICT へのアクセス格差が高齢者の健康格差と関連していることから、そのアクセス格差の是正が重要であるとする報告もある[Kondo et al., (2021)]。

以上のことから、本稿ではコロナ禍で顕在化した様々な社会的課題の中でも特に雇用・所得を取り上げ、これらに対して ICT 活用が与える影響に着目した。具体的には 1. コロナ禍で起きたパートタイム労働者の雇用急減、2. 高齢者の就業格差、3. 母子世帯の貧困という 3 つの社会的課題について詳細に現状を整理した後、ICT 活用が働き方の変化を通じて雇用・所得に関する上記の社会的課題の解決に寄与するかどうかを計量的な分析に基づいて考察した。これら雇用・所得に関する社会的課題の解決は、国連の持続可能な 17 の開発目標

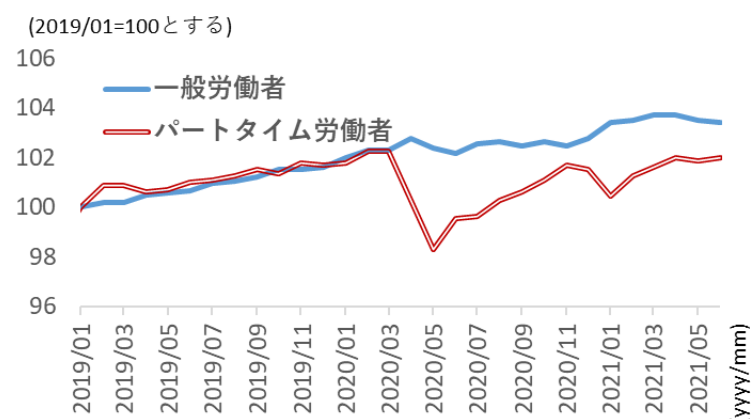
（SDGs）の一つである「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する」の達成とも密接に結びついており、解決への動きが国際的にも強く求められている。

Ⅱ. 社会的課題の整理

1. コロナ禍が労働市場に与えた影響

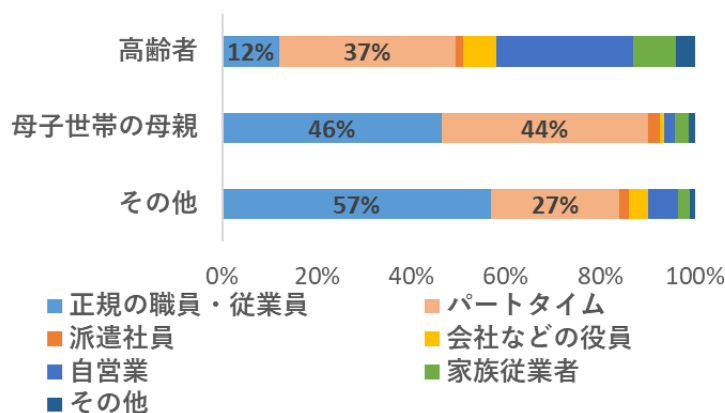
コロナ禍が最も大きな影響を与えたものの一つとしては労働市場（雇用）が挙げられるだろう。そこで雇用の状況について、正規での被雇用者やフルタイム労働者が多く含まれる一般労働者とパートタイム労働者に区分して、時系列推移を確認した（図表 1）。コロナ前は一般労働者とパートタイム労働者ともに雇用は増加傾向にあったことが窺える。しかしコロナ禍を機に状況は一変し、パートタイム労働者の雇用が急激に減少することとなった。実際にはどのような属性を持つ個人がコロナ禍による労働市場ショックの影響を大きく受けたのか明らかにするために、属性（年齢、家族構成など）別に雇用形態を確認してみると、高齢者と、ひとり親のなかでも母子世帯の母親においてパートタイム労働者比率が高いことが示唆された（図表 2）。図表 1 の結果と合わせると、高齢者や母子世帯の母親はコロナ禍で大きな影響を受けたことが推察され、実際に行われたアンケート調査結果においても十分に落ち込みを確認できる結果となっている[内閣府（2021, 2020）, NHK・JILPT（2020）]。一方で高齢者や母子世帯の母親は、コロナ前から既に大きな社会的課題を抱えていたことが指摘されており、それらについては 2. 以降で概観を示すものとする。

図表 1 雇用の動き（季節調整済み常用雇用指数）



出所: 厚生労働省（毎月勤労統計調査）を基に野村作成。

図表 2 属性別の雇用形態分布



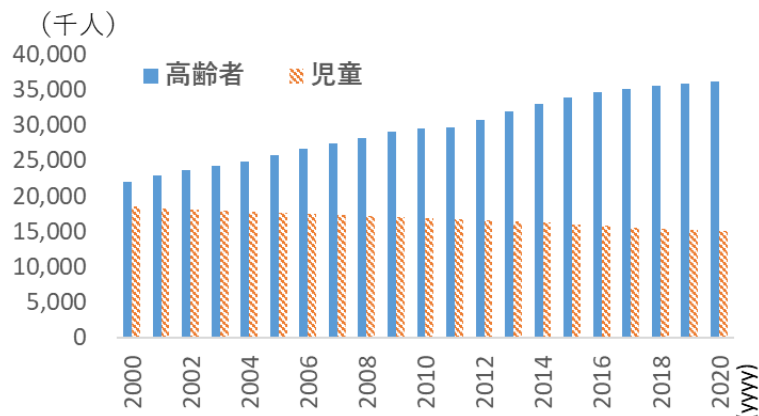
出所: 厚生労働省（国民生活基礎調査、2019 年）を基に野村作成。

2. 高齢化と高齢者間の就業格差・所得格差

日本では、食生活の改善・医療技術の発展により平均寿命の延伸が見られる一方、出生率は低下することで、少子高齢化が進行している（図表 3）。総務省統計局の 2021 年 9 月推計によれば、65 歳以上人口が総人口に占める割合は 29.1%で過去最高となり、一方で 15 歳未満人口が占める割合は 11.8%と過去最低の数字を示した。

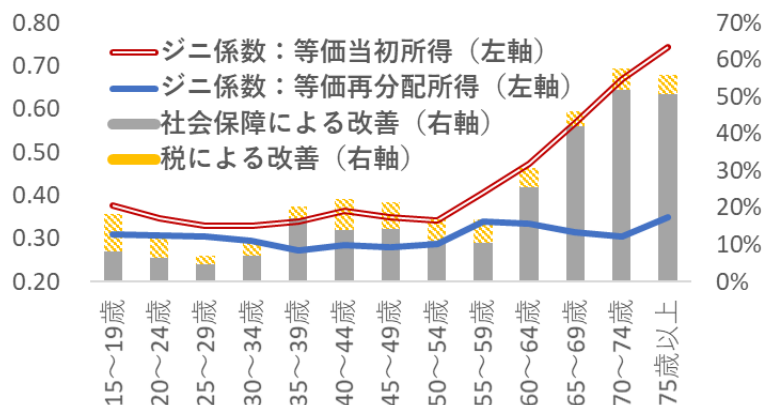
高齢化の進行に伴って顕在化する問題の一つとして、高齢者間の就業格差・所得格差があろう。実際、令和 3 年版高齢社会白書[内閣府（2021）]によると、高齢者の就業が近年進み、貯蓄も含めて裕福な高齢者も多い一方で、生活保護を受給するなど所得・貯蓄が十分でない高齢者も多く見られる。また平成 29 年の所得再分配調査報告[厚生労働省（2019）]では、高年齢になるほど年齢層内の等価当初所得格差（再分配前の等価所得）の大きさを示すジニ係数が大きくなっていることが示され、社会保障や税によって所得を再分配することで等価再分配所得格差（再分配後の所得格差）を一定水準にとどめていることが窺える（図表 4）。高齢化進行に伴って、今後はさらに所得再分配機能を担う社会保障・税に係る負担が大きくなることが危惧され、経済活動や社会保障システムを破綻させないためにも、高齢者の等価当初所得格差（再分配前の所得格差）を縮小させていくことが課題と言えよう[厚生労働省（2019）]。

図表 3 日本における高齢者と児童の人口推移



出所: 総務省（人口推計）を基に野村作成。

図表 4 ジニ係数と所得再分配の効果



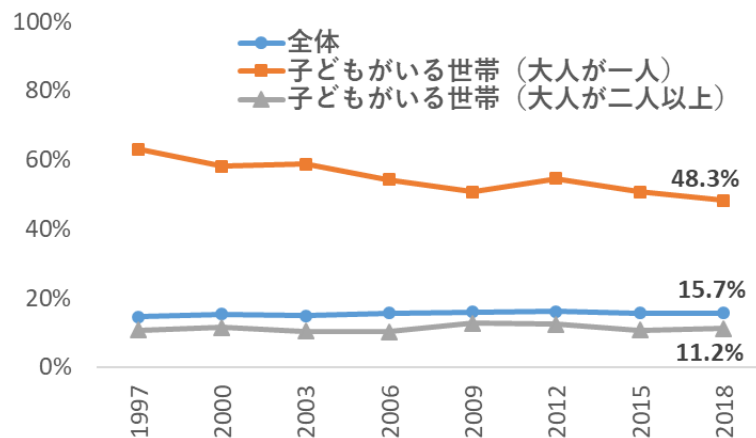
出所: 厚生労働省（所得再分配調査、2017 年）を基に野村作成。

3. 母子世帯の貧困

所得の観点で言えば、もう一つの大きな社会的課題として母子世帯の貧困が挙げられる。2019 年国民生活基礎調査[厚生労働省（2020）]に基づく、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は 48.3%と、全世帯における 15.7%・大人が複数人で子どもがいる世帯における 11.2%と比較して、非常に高い（図表 5）。近年は改善傾向にあるが、依然として国際的に極めて高い水準にある[行政改革（2020）, OECD（2021）]。

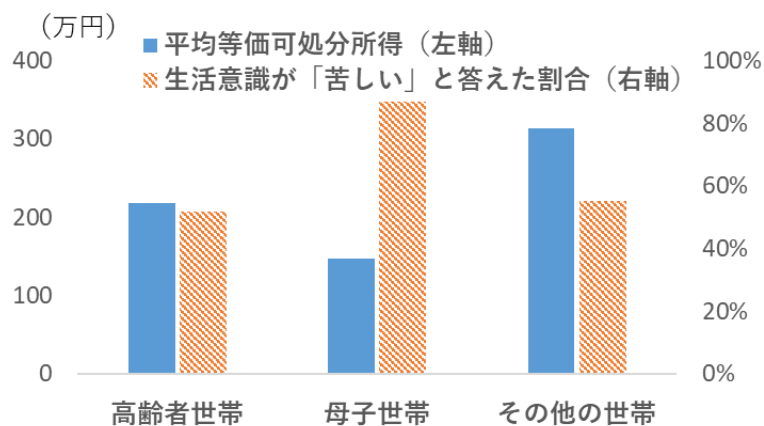
また、大人が一人の「子どもがいる現役世帯」のうち、特に母子世帯で貧困のリスクが大きい。平成 28 年全国ひとり親世帯等調査[厚生労働省（2017）]によると父子世帯は 187.0 千世帯（推計）あり、その年間平均就業収入が 398 万円なのに対して母子世帯は 1231.6 千世帯（推計）と多く、その年間平均就業収入は 200 万円と、父子世帯の半分ほどにとどまる。また、母子世帯に限定した場合、その貧困率は 5 割を超えることも示唆されている[JILPT（2019）]。世帯類型別（高齢者世帯、母子世帯、その他の世帯）に経済・生活状況を見ると、母子世帯が突出して貧困率が高く、生活意識が苦しいと答える割合も突出しており（図表 6）、今後も課題解決に向けて真摯に取り組む姿勢が重要であろう[厚生労働省（2020）]。

図表 5 貧困率の推移



出所: 厚生労働省（国民生活基礎調査）を基に野村作成。

図表 6 等価可処分所得と生活意識

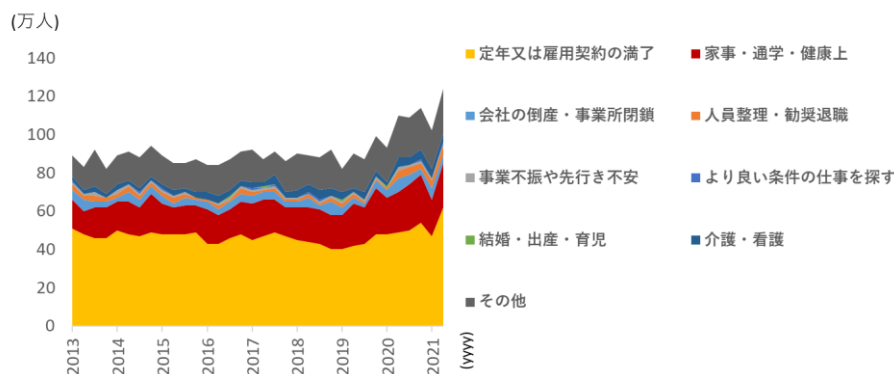


出所: 厚生労働省（国民生活基礎調査）を基に野村作成。

4. 高齢者や母子世帯の母親が課される制約

公平な雇用の促進は国際的な課題であり、国連の持続可能な 17 の開発目標（SDGs）の一つには「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」と謳われている。上記のデータが示すように、日本においては、高齢者や母子世帯の母親の就業状況・所得水準を改善していくことが SDGs 達成の観点からも必須であろう。では、高齢者や母子世帯の母親が就業において課される制約として、何が挙げられるだろうか。まず、高齢者において非労働力人口に含まれるグループの前職離職理由を追ってみると（図表 7）、前職を離職した最大要因は「定年又は雇用契約の満了」という、いわば契約・社会システム上の制約である。一方で就業していない高齢者のうち、就業希望者が求職活動をしていない理由（図表 8）を確認すると、最大の要因は健康上の理由という、いわば心身の機能上の制約であり、次いで「近くに仕事がありそうにない」という距離的制約が大きな要因として見受けられる。

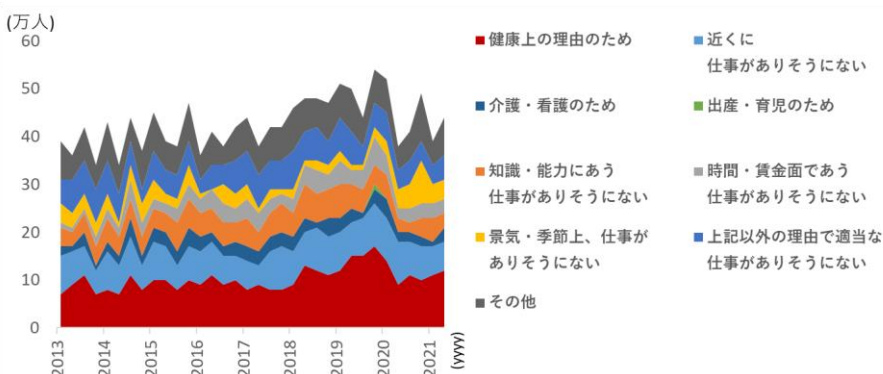
図表 7 就業していない高齢者の前職離職理由



出所:総務省（労働力調査）を基に野村作成。

注:65 歳以上で、非労働力人口に含まれる高齢者を対象とした。

図表 8 就業希望だが就業していない高齢者の求職活動をしていない理由

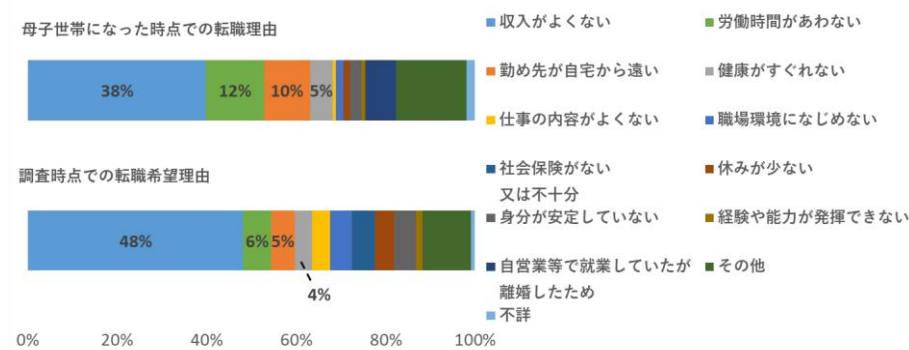


出所:総務省（労働力調査）を基に野村作成。

母子世帯の母親についても就業において課される制約を確認する。図表 9 によると、母子世帯の母親が転職する要因として、既に問題点として挙げた収入面のほかに、「労働時間があわない」（時間的制約）・「勤め先が自宅から遠い」（距離的制約）といった要因が窺える。母子世帯となった時点と調査時点とを比べると、時間的制約・距離的制約を理由に挙げている割合は小さいが、こ

ちらは母子世帯となったのち、家事・育児を最優先してこれら時間的制約・距離的制約を満たすように労働も含めた日常生活を構築していることが背景だと推察される。

図表 9 母子世帯の母親が転職した理由・転職を希望する理由



出所:厚生労働省（全国ひとり親世帯等調査、2016年）を基に野村作成。

5. 技術を活用した環境支援

以上の分析から、コロナ前から現在のコロナ禍に至るまで、高齢者・母子世帯の母親には大きな社会的課題があったことがわかる。また、これらの社会的課題の背景には、彼らが課されている心身機能的・時間的・距離的制約が窺えよう。すなわち、これらの制約を取り払い、潜在的に有する機能を発揮できるような環境整備を進めることで、（より望ましい形で）就業が可能となろう。

さて、対策の参考になるのが、国連 WHO（世界保健機関）の高齢者保健のグローバル戦略である。国連は 2021 年から 2030 年の 10 年間を Decade of Healthy Ageing（健康な加齢に向けた長寿のための 10 年間）とし、WHO（世界保健機関）の主導のもと、様々なアクションプランを提唱している[WHO（2021）]。それらアクションプランの基盤としては、加齢とともに縮小する内在的能力（intrinsic capacity）に対して、それを発揮し得る環境

（environment）を構築することで両者の相互作用を促し、機能的能力（functional ability）を高めていくというフレームワークを採用している。たとえば聴力の低下に対して補聴器で支援することで、人々と会話し、交流するという「機能」を得ることができる。また足腰の筋力低下や障害により外出が難しい場合、在宅遠隔医療システムを提供することで定期的な受診や健康相談が可能となる。このフレームワークは高齢者のみならず広範囲の対象に適用が可能であり、今回であれば高齢者・母子世帯の母親が就業上で課される様々な制約を、ICT 等の技術を活用した環境支援によって突破へ導くことができるかという分析や議論は、非常に有意義といえる。実証された根拠のもと、高齢者・母子世帯の母親の就業状態・所得水準を改善するための支援策がさらに広がっていけば、コロナ禍を契機としてこれらの社会的課題が解決に向かう期待が高まっていく。

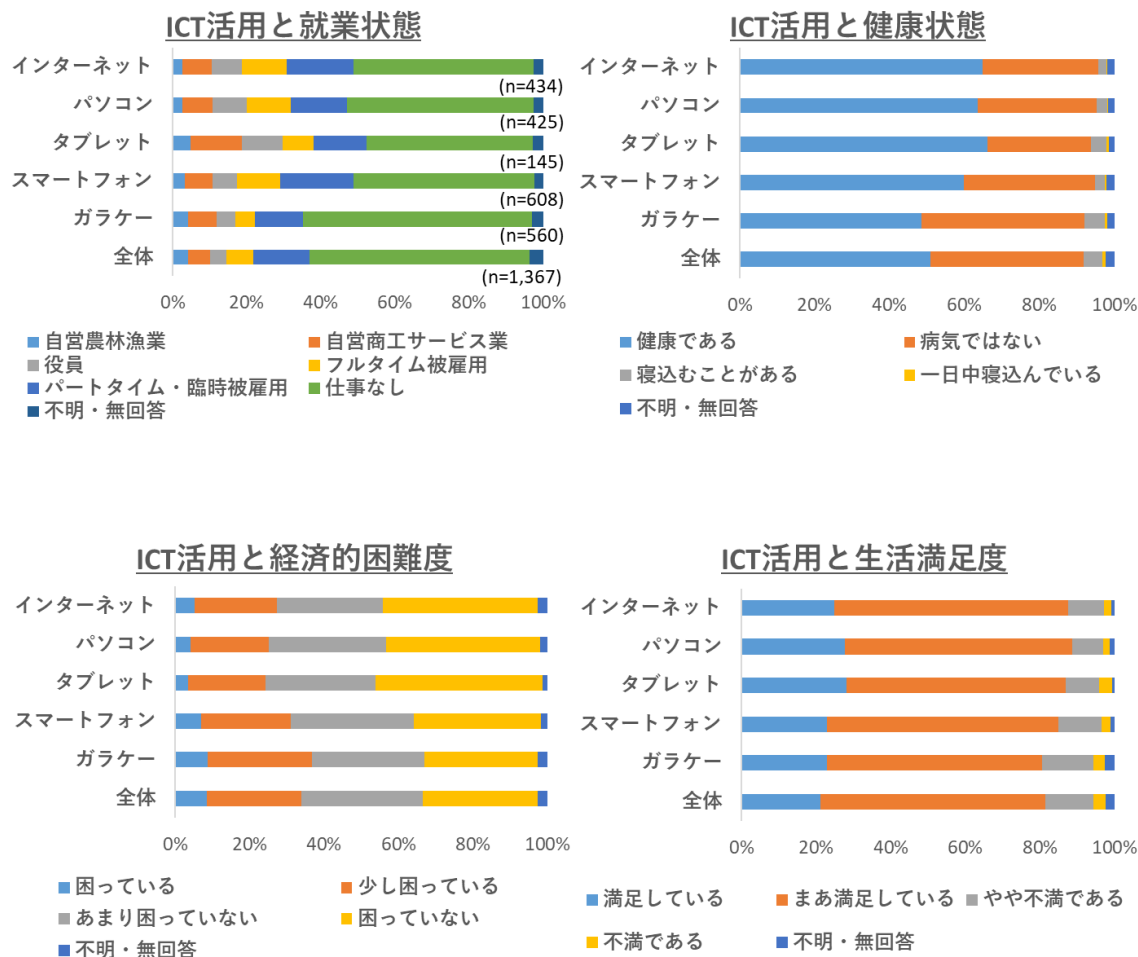
次章以降、政府統計・データベースを用いて統計的に検証することで、高齢者や母子世帯の母親の就業状態・所得水準と周辺要因の関連性を探り、ICT がどの程度就業という機能獲得に有効か・有意義な要因は何かを明らかにしていく。

Ⅲ. 高齢者の就業状態・生活状態と ICT

内閣府では、就業・健康・家計・生活等の様々な観点から高齢者の実態を把握するための調査「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」が 1980 年度から 5 年ごとに実施されており、2020 年度には第 9 回調査が行われた[内閣府（2021）]。最新の国内調査は 60 歳以上を対象に 2021 年 1 月に全国で行われているため（有効回答数 n=1,367）、このデータを用いることでコロナ禍の影響を検討することができる。

本稿では ICT 活用に注目しているの、インターネットの利用や ICT 機器の所有と、就業状態・健康状態・経済的困難度・生活満足度等の関連性を、観察することとした（図表 10）。ICT を活用している高齢者は、就業割合が高い・健康状態が良い・経済的困難度が低い・生活満足度が高いことが窺える。すなわち、ICT を活用している高齢者グループの方が、就業・健康・家計・生活ともに高水準であることが窺える。

図表 10 ICT 活用と各項目の関連性



出所:内閣府（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査、2020 年度）を基に野村作成。

注:「インターネット」の列はインターネット利用者が示す分布、各 ICT 機器名の列は各 ICT 機器所有者が示す分布、「全体」の列は有効票全体が示す分布である。

さて、ここではクロス集計表から算出できる統計指標のうち、スピアマンの順位相関係数（図表 11-1）と、順位相関係数から算出される偏順位相関係数（図表 11-2）を用いて各要素の関連性を観察していく（参照：付録 1）。順位相関係数はクロス集計データを各項目の順位が記録されたデータとして扱うことで算出される相関の指標であり、（正の方向に）値が大きいほど（正の）相関が強い。また偏順位相関係数は、順位相関係数に含まれる交絡因子の影響を取り除いた直接的な相関の指標とみなすことが可能である。

図表 11-2 から、ICT 活用と就業状態、健康状態という 3 要素は、各々が直接的に強い関連性を見せることが窺える。すなわち、ICT 活用が、高齢者の就業状態・健康状態の改善に強く関連する可能性が示唆され、高齢者が健やかで充実した生活を送る社会を構築する一翼を担う期待ができる。なお、ICT 活用が健康状態と強い関連性を持っている点については、ICT 活用に関する格差是正が高齢者の健康格差是正につながる可能性を示した Kondo et al., (2021) の先行研究においても実証されている。

次章ではこの 3 つの要素の強い直接的な関連性のうち、ICT 活用と就業状態に焦点を当てて分析を進めていく。

図表 11 各項目間の関連性指標を基に作成したヒートマップ

1. 順位相関係数



	ICT 活用	就業状態	健康状態	経済的困難度	生活満足度	近隣との付き合い
ICT 活用	1.00	0.17	0.20	-0.15	0.09	-0.03
就業状態	0.17	1.00	0.16	-0.01	0.06	-0.04
健康状態	0.20	0.16	1.00	-0.21	0.22	0.02
経済的困難度	-0.15	-0.01	-0.21	1.00	-0.42	0.03
生活満足度	0.09	0.06	0.22	-0.42	1.00	0.05
近隣との付き合い	-0.03	-0.04	0.02	0.03	0.05	1.00

2. 偏順位相関係数



	ICT 活用	就業状態	健康状態	経済的困難度	生活満足度	近隣との付き合い
ICT 活用		0.14	0.15	-0.11	0.00	-0.02
就業状態	0.14		0.13	0.06	0.04	-0.04
健康状態	0.15	0.13		-0.11	0.14	0.02
経済的困難度	-0.11	0.06	-0.11		-0.40	0.06
生活満足度	0.00	0.04	0.14	-0.40		0.07
近隣との付き合い	-0.02	-0.04	0.03	0.06	0.07	

出所:内閣府（高齢者の生活と意識に関する国際比較調査、2020 年度）を基に野村作成。

IV. ICT が持つ社会的課題解決の可能性

ICT は生活に多大かつ多様な恩恵をもたらしたが、同時に社会的課題解決に寄与する可能性もあるのではなかろうか。この章では、JACSIS (=The Japan COVID-19 and Society Internet Survey) 研究グループ協力の元、就業・健康・生活状況について約 3 万人に調査したデータベースを用いて、ICT 活用と就業状態・所得水準の関連性を個票ベースで統計的に分析した結果を報告する。今回の分析対象とするデータは 2020 年 8 月～10 月に調査が行われており、コロナ禍の事態がデータで記述されている。

分析のフレームワークとしては多重ロジスティック回帰を用いた。多重ロジスティック回帰ではロジスティック関数を適用することで、ある状態の起こりやすさと説明変数の関連性を分析する。今回は特に、就業・所得（収入）といった社会経済的状态や事象の起こりやすさ（オッズ）と ICT 活用の関連性を可視化することを考えており、ICT 活用を反映している二値化された説明変数 1 つに加え、目的変数とする社会経済状況・事象のオッズに影響を与えることが想定される交絡因子を説明変数とする方法をとった（参照：付録 2）。

1. ICT 活用とコロナ禍の休職回避

最初に、コロナ禍の社会的課題である雇用への影響と個々人の ICT 活用の関連性を調べることにした。具体的には、高齢者・母子世帯の母親・全体のそれぞれについてコロナ禍での休職経験（経験した：1、していない：0）のオッズと、仕事での ICT 活用の関連性を見ている（図表 12）。なお、分析対象を就業者に限定したうえで休職の有無に影響を与えるであろう「性別・年齢・最終学歴・健康状態・雇用形態」を交絡因子として考慮している。

コロナ禍での休職経験と ICT 活用には負の関連性が窺える。すなわち、ICT 機器を使う（メインとする）仕事をしている就業者は、そうでない就業者に比べてコロナ禍で休職を回避した傾向にあることが示唆される。具体的な数値を一例挙げると、就業者全体を対象者とした分析で、仕事で ICT 機器を使うグループはそうでないグループに比べてコロナ禍での休職経験が 0.65 倍にとどまっている。なお、各属性における割合などをまとめた基本集計表は、付録 3 に掲載した（図表 18～20）。

図表 12 コロナ禍での休職経験と ICT 活用の関連性

コロナ禍での休職経験 (休職を経験した：1、していない0)	OR(調整オッズ比)	CI(95%信頼区間)	P値
高齢者			
仕事でICT機器を使う	0.493	[0.365 , 0.667]	P<0.01 ***
パソコンでのデスクワークがメイン	0.500	[0.357 , 0.700]	P<0.01 ***
母子世帯の母親			
仕事でICT機器を使う	0.660	[0.349 , 1.247]	0.20
パソコンでのデスクワークがメイン	0.518	[0.247 , 1.086]	0.08 *
全体（高齢者＋母子世帯の母親＋その他の回答者）			
仕事でICT機器を使う	0.652	[0.583 , 0.730]	P<0.01 ***
パソコンでのデスクワークがメイン	0.568	[0.501 , 0.643]	P<0.01 ***

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注: 就業者のみを分析の対象としており、性別・年齢・最終学歴・健康状態・雇用形態を交絡因子として調整している。P 値の有意性基準は、***: P<0.01, **: P<0.05, *: P<0.1。

2. 高齢者の ICT 活用と就業状態

つづいて高齢者を対象として、高齢者における社会的課題である就業状態と ICT 活用の関連性を調べることにした。具体的には就業状態（就業している：1、していない：0）のオッズと、ICT 機器の所有や ICT スキルの活用（情報の収集）等の関連性を見ており（図表 13）、就業状態に影響を与えるであろう「性別・年齢・最終学歴・健康状態・一年前の収入」を交絡因子として考慮している。（現代的な）ICT 機器の所有や ICT スキルの発揮が、就業状態と有意な正の関連性を持つことが示唆される。具体的な数値を一例挙げると、SNS でコロナ情報を入手している高齢者グループはそうでない高齢者グループに比べて 1.52 倍就業している傾向にある。

性別や年齢等といった基本的な属性に加えて最終学歴と一年前の収入についても交絡因子に含めているため、図表 13 で示唆されている関連性は学歴による格差や所得格差がもたらす影響に依存しない、直接的なものであることが強く期待できる。すなわち ICT のスキル・リテラシーがあり ICT を活用している高齢者ほど、新しい仕事探し・新しい仕事への順応など就業における各フェーズで高い適応能力を発揮する可能性が窺える。なお、各属性における就業割合などをまとめた基本集計表は、付録 3 に掲載した（図表 21）。

図表 13 高齢者の就業状態と ICT 活用の関連性

就業状態 (就業している：1、していない：0)	高齢者（60歳以上）		
	OR(調整オッズ比)	CI(95%信頼区間)	P値
ガラケー	1.020	[0.890 , 1.170]	0.77
スマホ	1.303	[1.130 , 1.502]	P<0.01 ***
タブレット	1.096	[0.967 , 1.242]	0.15
パソコン	1.030	[0.857 , 1.238]	0.75
ウェブサイトでコロナ情報の入手	1.230	[1.094 , 1.383]	P<0.01 ***
SNSでコロナ情報の入手	1.521	[1.328 , 1.742]	P<0.01 ***

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注: 性別・年齢・最終学歴・健康状態・一年前の収入を交絡因子として調整している。P 値の有意性基準は、***: P<0.01, **: P<0.05, *: P<0.1。スマホはスマートフォン、ガラケーはフィーチャーフォンを指す。

3. 母子世帯の母親の ICT 活用と所得水準

最後に母子世帯の母親を対象として、社会的課題である貧困（もしくは低所得）と ICT 活用の関連性を調べることにした。具体的には世帯年収が 200 万以上である（200 万以上：1、200 万未満：0）オッズと、仕事での ICT 活用の関連性を見ている（図表 14）。なお、2019 年国民生活基礎調査[厚生労働省（2020）]や 2019 年全国家計構造調査[総務省（2021）]で記載されている（等価可処分所得）貧困線の基準、今回対象としている母子世帯の世帯人数分布、JACSIS 調査の世帯年収に関する設問の回答形式を踏まえて、おおよそ貧困線として機能する基準として世帯年収 200 万円を用いている。また、分析対象を就業者に限定したうえで、世帯年収に影響を与えるであろう「年齢・最終学歴・健康状態・雇用形態・労働時間・子どもの数」を交絡因子として考慮している。

「仕事において ICT 機器を使う（メインする）こと」は世帯年収水準と有意な正の関連性を持つことが示唆される。具体的な数値を一例挙げると、母親が仕事で ICT 機器を使う母子世帯グループの年収はそうでない母子世帯グループに比べて 2.59 倍、世帯年収が 200 万円を越えている傾向が強く、言い換えれば貧困状態にない傾向が見受けられる。

雇用形態・労働時間を交絡因子に加えることでそれらの影響を除外していることから、ICT 機器を使うことが直接的に世帯年収水準と関連性を持つことが期待されよう。なお、各属性における割合などをまとめた基本集計表は、付録 3 に掲載した（図表 22）。

図表 14 母子世帯の世帯年収水準と ICT 活用の関連性

世帯年収水準 (世帯年収が200万円以上：1、未満：0)	母子世帯の母親		
	OR(調整オッズ比)	CI(95%信頼区間)	P値
仕事でICT機器を使う	2.594	[1.495 , 4.502]	P<0.01 ***
パソコンでのデスクワークがメイン	1.912	[1.041 , 3.514]	0.04 **

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注:就業者のみを分析の対象としており、年齢・最終学歴・健康状態・雇用形態・労働時間・子どもの数を交絡因子として調整している。P 値の有意性基準は、*** : P<0.01, ** : P<0.05, * : P<0.1。

1.～3.の結果から高齢者でも母子世帯の母親でも、ICT を活用している人ほど雇用や収入面で有利であることが示唆された。因果関係はわからないためさらなる研究が必要であるが、ICT の普及がこれらの属性の人々の雇用機会の創成や所得向上に資する可能性を示唆している。

4. 格差解消の観点から見た ICT 活用の有効性

一方、これらの社会的課題を格差の観点から見ると、介入施策を行うことが格差を是正・軽減する方向へ働く場合は、施策がより望ましいと評価できる [Blakely et al., (2017)]。すなわち本分析においては、比較的大きな社会的課題を抱えている高齢者・母子世帯の母親において、ICT 活用とそれぞれ就業状態・世帯年収水準が、その他のグループより強い関連性を有していることが望ましい。そこで、1.～3.において想定した対応関係を一つずつ抽出し、1.「仕事で ICT 機器を使う」と「コロナ禍での休職経験」の関連性、2.「SNS でコロナ情報を入手する」と「就業状態」の関連性、3.「仕事で ICT 機器を使う」と「世帯年収水準」の関連性を、高齢者・母子世帯の母親・その他（高齢者と母子世帯の母親以外）・全体の 4 グループに対して分析した（図表 15～17）。

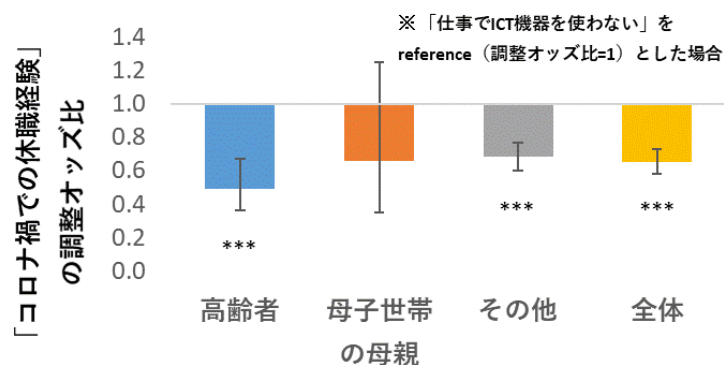
図表 15 では、日本国民全体に影響を及ぼしたコロナ禍の休職回避については、全体・各グループに対して分け隔てなく ICT 活用と関連性が見えている。一方で図表 16 の「SNS でコロナ情報を入手」と「就業状態」の関連性においては、高齢者のみ、それ以外の 3 つのグループ（母子世帯の母親・その他・全体）と違って正の方向に関連性が強いことが窺える。同様に図表 17 の「仕事で ICT 機器を使う」と「世帯年収水準」の関連性では、母子世帯の母親が、それ以外のグループより明らかに正の方向に関連性が強い。以上から、ICT 活用は高齢者の就業状態・母子世帯における貧困というそれぞれ格差を伴う社会的課題について、格差是正という観点においても関与が強く期待される。

5. ICT 活用が持つ社会的課題解決の可能性

1.～3.より、ICT 活用が「コロナ禍の雇用急減」「高齢者における就業」「母子世帯における貧困」といったさまざまな社会的課題の解決に寄与している可能性が、関連性の観点から示された。また 4.の結果より格差是正との関係性の観点からも ICT 活用の可能性は評価すべきであることが示唆された。なお、本稿の分析ではあくまで ICT を活用しているという状態と、各側面から評価した就業・所得に関する状態に関連性があることを示したにすぎず、ICT 活用機会を一方的に提供することが就業状態・所得水準の改善に有効であると示したわけではない。高齢者や母子世帯の母親をはじめ、多くの人々が ICT 活用・ICT スキルの向上を通じて就業状態・所得水準を改善させるためには、ICT 活用支援・ICT スキルの向上支援を継続的に行う必要があるだろう。

ポストコロナへと向かっていく今後はさらに ICT 活用の重要性が高まることが予想され、社会的課題の解決という目標を見据えて、日本の人々全体が ICT を活用できるような土台作りが肝要である。

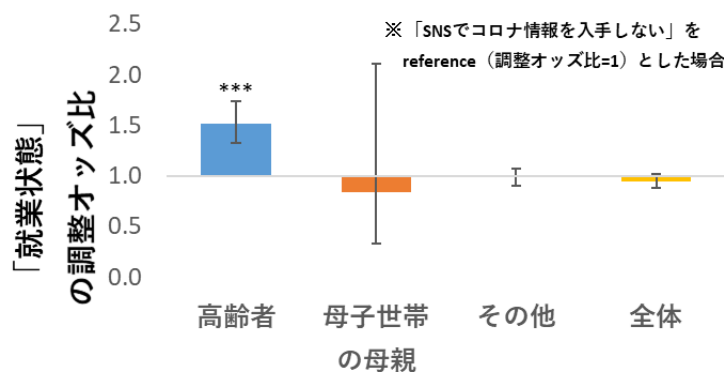
図表 15 「仕事で ICT 機器を使う」が示す
「コロナ禍での休職経験」の調整オッズ比



出所: JACSIS データベースを基に野村作成。

注: 「その他」は、全体から高齢者と母子世帯の母親を除いたグループ。P 値の有意性基準は、
*** : $P < 0.01$, ** : $P < 0.05$, * : $P < 0.1$ 。

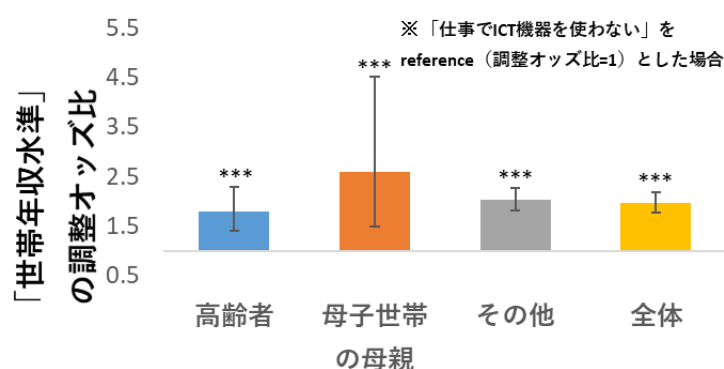
図表 16 「SNS でコロナ情報を入手する」が示す
「就業状態」の調整オッズ比



出所: JACSIS データベースを基に野村作成。

注: 「その他」は、全体から高齢者と母子世帯の母親を除いたグループ。P 値の有意性基準は、
*** : $P < 0.01$, ** : $P < 0.05$, * : $P < 0.1$ 。

図表 17 「仕事で ICT 機器を使う」が示す
「世帯年収水準」の調整オッズ比



出所: JACSIS データベースを基に野村作成。

注: 「その他」は、全体から高齢者と母子世帯の母親をのぞいたグループ。また世帯年収については、2019 年国民生活基礎調査[厚生労働省 2020 年]や 2019 年全国家計構造調査[総務省 2021 年]で記載されている(等価可処分所得) 貧困線の基準と各調査対象者の世帯人数から擬似的に貧困線となる世帯年収水準を設定している。P 値の有意性基準は、*** : $P < 0.01$, ** : $P < 0.05$, * : $P < 0.1$ 。

V. ICT 活用を礎とした新しい就業支援

これまでの分析から高齢者や母子世帯の母親は、主にスキル面で ICT 活用が可能な状態になることで、それぞれ就業状態・所得水準が改善する可能性が期待できる。施策としては ICT 活用を通じて（所得水準の上昇を目標とした転職支援等も含む）就業支援施策が遂行されることが望ましいわけだが、就業支援施策の提供側としては政府・地方自治体・民間企業がそれぞれの立場を活かした役割を担うことが重要と言える。具体的に述べるとまず、政府には社会・経済全体を見渡して支援の方針を示し、その方針に沿ってアクションを起こす自治体・民間企業を制度面・資金面から支えていく役割が期待される。つづいて地方自治体には、NPO 法人等と適宜協力しつつ具体的な施策を計画・遂行・浸透させていくことが望ましい。最後に民間企業には、地方自治体と同様に具体的な施策を遂行する役割と共に、開発等を通じて自社の経済的利益と社会的価値（社会的課題解決への貢献）を両立する動き、すなわち CSV（=Creating Shared Value、共通価値の創造）が求められる。本章では、これら期待される役割を踏まえつつ、1. 政府、2. 地方自治体、3. 民間企業について各事例をまとめていく。さらに、4. では支援施策を実行に移すうえでの注意点を整理している。

1. 政府方針

政府は新型コロナウイルス感染拡大前から、高齢者の就業促進とそれにおける ICT 活用を重要視している。総務省から公表された「ICT 超高齢社会構想会議報告書」[総務省（2013）]では、働く意欲はあっても様々な制約により働くことのできない高齢者が、ICT を用いて新しいワークスタイルの実現を可能にすることの重要性を述べている。具体案の一つとしては「ベストミックス就労モデル」が挙げられており、複数人の空いている時間・居住地域・得意な能力を ICT によって組み合わせることで、機能身体的・時間的・距離的制約から高齢者を開放すると同時に、切れ目のないマネジメントを実現するといった内容になっている。

母子世帯を含むひとり親世帯においても ICT を活用した支援は重視されている。厚生労働省から公表された「ひとり親家庭の支援施策について」[厚生労働省（2021）]では、就職に有利に働くデジタル分野の資格取得を給付金等で支援する重要性が述べられ、ICT 機器を使う仕事に就くことで貧困から抜け出すことを目指した一つの形と言える。

一方で基本的かつ網羅性のある政策方針と言える内閣府公表の「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太方針）では、ICT を活用した新しい働き方の推進が取り上げられている。骨太方針 2020[内閣府（2020）]では「新たな日常」の原動力となるデジタル化への投資・設備として、女性活躍・テレワーク定着といった新しい働き方・暮らし方の拡充、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるようにするための ICT リテラシー向上・デジタルデバイド是正の推進が重要課題として述べられており、骨太方針 2021[内閣府（2021）]においてもそれらが再度、強調された形となっている。

今後の政策立案への期待としては高齢者や母子世帯の母親を対象として、ICT活用と結びついた就業支援の具体案が、政府方針全体の中でも存在感を増していくことにある。上述したように個別の政策としては、ICT活用を通じた就業支援施策が立案・遂行されている一方で、経済財政政策の全体観を示している骨太方針では、デジタルデバйдの解消も含め、ICT活用を新しい働き方の原動力として前面に押し出しているものの、高齢者や母子世帯の母親を対象とした就業支援と明確には結びつけられていない。ICT活用が彼らの就業状態・所得水準の改善に有効性を示すためには、ゴールとして実務的なICTスキルの定着を明確に定めた就業支援の拡充が必要だろう。

2. 地方自治体の支援施策

続いて、1. 政府方針に沿う形で実施されている地方自治体の支援施策について概観を述べる。事例の一つとしては名古屋市が設置した高齢者就業支援センターが、NPO法人PCマスターズと協力して開催している就業支援としてのICT機器講座が挙げられる。PCをはじめとするICT機器の基礎使用法を就業に役立つ形で高齢者に伝える講座であり、ICT活用による高齢者の就業支援が具体化された事例と言える。さらにこの講座は同世代、つまり高齢者が講師を務めていることも大きな特徴の一つであり、高齢者がICTを活用した仕事をする場としての側面も存在する。

母子世帯を含めたひとり親世帯対象の支援施策も存在し、その一つとしてNPO法人ひとり親ICT就業支援センターが佐賀県内の自治体と協力して行っているICTを活用した各種支援が挙げられる。受託したICT業務をひとり親家庭の在宅就業者へ委託することで雇用機会を拡充し、また、就業に役立つPC講座を各自治体協力の元で開催することでICTを活用した就業支援を行っている。ポストコロナと呼ばれる今後はテレワークの存在感がより大きくなると考えられ、このような地方自治体・NPO法人の支援施策が大きな成果を発揮していくと考えられる。さらに、これらの支援施策が十分に認知されることで利用が増え、波及的に他の地方自治体にも広がることで、大きな効果を継続的に生み出すことが期待されよう。

3. 民間企業における支援施策

ICTを活用した就業支援は民間企業においても広く実施されている。高齢者についてはIBMと東京大学が共同研究として実施しているプロジェクト「高齢者クラウド」を例として挙げたい。高齢者クラウドは高齢者の経験・知識・技能を社会の推進力とするためのICT基盤として開発が進められており、1. 政府方針にて取り上げたベストミックス就労モデルの実行という位置づけにある。コロナ前からプロジェクトは進行しているが、健康な高齢者の増加・基盤を構築する要素技術の発展・社会全体における新しい働き方の普及によって、今後はより一層重要性を増していくことになるだろう。

一方で母子世帯の母親についての事例では、日本マイクロソフト株式会社が女性支援に取り組むNPO法人等と連携して展開する「ひとり親TECHエンパワメントプログラム」が挙げられる。この取り組みはMicrosoftの「Global Skills Initiative」の一環で、「女性の支援現場に、ICT学習を通じて成長する機会をつくり、女性の成長と仕事への可能性を最大化する」ことを目指している。

Global Skills Initiative自体は、新型コロナウイルスの影響により就業・雇用に影響を受けた方達のスキルアップと雇用可能性の拡大を目的としており、今後のさらなる活動拡大に期待が寄せられる。

高齢者・母子世帯のみならず障害者や介助者なども含めて多様な個人が様々な制約を突破する新しい働き方の例としては、オリィ研究所の分身ロボット

「OriHime」を活用した働き方が挙げられる。OriHimeは遠隔操作が可能なため、身体的・時間的・距離的制約を突破して様々な就業を可能にしている。企業オフィスや受付で実際に活用されているのに加えて、実験としてカフェでの活用も試行されている。このような取り組みは、従来ICTをあまり活用してこなかった業種・職種においてもICT活用を飛躍的に促進させる可能性を秘めており、重要である。

4. ICT 活用支援施策の注意点

ここまでの分析から ICT 活用は様々な観点で有効である可能性が示唆されるが、ICT 活用支援を施策として実行に移す際にはいくつかの注意点を認識しておくことが重要となる。

まず一つ目に ICT 活用施策が有効であるためには施策自体の有効性のみではなく、その施策がデジタルデバイド（ICT 利用のためのアクセスにおける格差）に影響を受けないものであることが重要だ。情報入手の観点では、施策に関する情報（Information）のアクセシビリティ・バリアフリー性が必要不可欠であり、施策利用の観点では、施策の利用者・利用希望者が ICT スキルを持ち合わせていなくても、施策の提供者（公的機関・民間企業など）と対話

（Communication）できる必要がある。かねてからは是正の必要性が叫ばれているデジタルデバイドは、特に高齢者や、母子世帯等も含まれる低所得世帯で大きな課題となっている[総務省（2011）]。高齢者・母子世帯における社会的課題を解決することを念頭に置いて ICT 活用支援施策を遂行する場合には、支援を彼らがアクセス・利用できるような形で提供する必要があり、彼らが容易に情報入手し行動を起こせるようなプロセスを、十分に勘案しなければならない。具体的にはオンライン環境の公平な普及・サービス利用の簡便性の追求・各集団のニーズを踏まえた利用環境整備が必要不可欠と言えよう。

二つ目に挙げられる注意点は、ICT が高齢者・母子世帯の母親の社会的課題解決に寄与するためには、彼らが ICT 機器を所有するにとどまらず、実際の業務で活用・発揮できるような ICT スキルを身に着ける必要があることだ。IVの結果においても、「仕事で ICT 機器を使う」・「SNS でコロナ情報を入手する」といった ICT スキルの発揮が社会的課題の解決と強い関連性を示していた。支援施策を打ち出す際には、高齢者・母子世帯の母親が ICT スキルを身に着け主体的に発揮する状態をゴールに見据え、そのゴールに辿り着くまでの継続的な支援が望ましい形と言えよう。

三つ目としては、健康上のリスクが挙げられる。先に述べたように ICT 活用格差の是正が健康格差の是正に繋がる可能性が示されている[Kondo et al.,

（2021）]一方で、主観的健康度の観点から仕事上での ICT 機器作業（ICT 機器のディスプレイ上での作業）時間には適切な水準があることが示唆されている[Yu et al.,（2021）]。すなわち、仕事で ICT をある程度活用することが精神的ストレスを軽減させる可能性がある一方、過度な使用は心身の健康に害を及ぼす可能性があり、支援施策の策定段階から、対象者が適切なバランスで ICT 機器を使用するよう誘導する必要がある。一方で長時間使用しても健康上のリスクを増幅させないような ICT 機器の開発にも期待したい。コロナ禍を機にあらゆる人々にとって ICT 活用・ICT 機器はより一層、日常生活に欠かせないものとなった。ICT のさらなる発展・浸透が予想されるポストコロナにおいて、持続可能かつ活力のある社会を築いていくためには、社会全体・個々人の双方から望ましい ICT 活用の在り方を探っていき、インフラ整備やサービス改善を推し進める必要があろう。

VI. おわりに

本稿では最初に、日本における大きな社会的課題の概観を把握した。コロナ禍においては、パートタイム労働の雇用急減が新たな社会的課題として示唆された一方、コロナ前からの社会的課題として高齢者における就業格差・所得格差が大きいこと、母子世帯の貧困率が高いことがそれぞれ確認された。さらにこれらの社会的課題の背景として、高齢者・母子世帯の母親に課せられている様々な制約が見受けられ、課題解決には ICT をはじめとする技術による環境支援で制約を突破することが重要であると示唆された。

高齢者の生活と意識に関する国際比較調査[内閣府（2021）]を用いた分析では、高齢者において ICT 活用・就業状態・健康状態といった 3 つの要素が直接的に関連性をもつことが示された。これまでも議論されてきた ICT 活用と健康状態の関連性について再確認された一方で、ICT 活用が就業状態と関連している可能性が新たに示唆された。

JACSIS データの個票ベース分析の結果からは、ICT を活用することが複数の社会的課題の解決に寄与する可能性、詳しく述べると 1. ICT 機器を使う仕事に就いている就業者はコロナ禍で休職を回避している、2. ICT を利用している高齢者は就業割合が高い、3. ICT 機器を使う仕事に就いている母子世帯の母親は世帯年収水準が高い、これら 3 つが示唆された。さらに、特に社会的課題が深刻である層（就業状態における高齢者、世帯年収水準における母子世帯の母親）において ICT 活用が示す社会的課題との関連性は強いことも確認され、格差是正の観点からも ICT 活用は望ましい要素である可能性が窺えた。

実際の事例としても、政府・地方自治体・民間といったあらゆるレベル・フィールドでの ICT を活用した就業支援・新しい働き方の推進が確認できた。上記の分析から、情報のバリアフリー性と適切なゴール設定を伴うことを条件として、これらの支援施策は社会的課題の解決に有効である可能性が高いと考えられる。ポストコロナに向けても、ICT 活用を軸とした支援施策が、より様々な形で広範に普及し、ICT 活用を通じた社会的課題の解決が進むことが強く望まれる。

本研究では、コロナ禍・コロナ前の双方で重大な社会的課題が確認された高齢者と、母子世帯に焦点を当てて、分析・調査を行った。しかし、社会的課題が観察される人々は他にも数多く存在している。今後、ポストコロナに向かう現代社会が抱える社会的課題やその影響を受けている人々に関する研究がさらに進み、より多くの人々の就業状態や所得水準、健康状態の改善に資する施策が生み出されることを期待したい。

謝辞

本稿を作成するにあたり、貴重なデータベースを提供してくださった JACSIS プロジェクトやその代表を務めておられる大阪国際がんセンターの田淵貴大先生には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

付録

1. スピアマンの順位相関係数・偏順位相関係数

クロス集計表のデータから通常の相関係数（ピアソンの積率相関係数）を算出することはできないが、各項目の順位が記録されたデータとして扱うことでスピアマンの順位相関係数を算出することが可能となる。それぞれの順位が記録された2つの指標 $x_0 \cdot x_1$ について、 x_0 と x_1 の順位相関係数 r_{01} は式（1）で表すことができる。

$$r_{01} = \frac{\frac{n^3 - n}{6} - \sum_i d_i^2 - T - U}{\sqrt{\left(\frac{n^3 - n - 12T}{6}\right)\left(\frac{n^3 - n - 12U}{6}\right)}} \quad (1)$$

ただし、 n はデータ数、 d_i はデータ i がもつ指標 x_0 と x_1 における各順位の差である。また T 、 U は式（2）で表される。ただし、 t_j （ u_k ）は指標 x_0 （ x_1 ）において j （ k ）個目の順位を持つデータ数である。

$$T = \sum_j \frac{t_j^3 - t_j}{12}, U = \sum_k \frac{u_k^3 - u_k}{12} \quad (2)$$

さらに順位相関係数自体には交絡因子の影響が含まれると考えられるが、行列化したものから偏順位相関係数行列を算出することで、二要素間の直接的な関連性のみを示す偏順位相関係数を観察することもできる。なお、偏順位相関係数（ $r_{ij|others}$ ）は、順位が記録された各指標 $x_0 \sim x_m$ に関する順位相関係数行列 R の逆行列を式（3）で示される R^{-1} として、式（4）と計算できる（対角成分は考慮しない）。

$$R^{-1} = \begin{pmatrix} r_{00} & \cdots & r_{0m} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ r_{m0} & \cdots & r_{mm} \end{pmatrix}^{-1} = \begin{pmatrix} r^{00} & \cdots & r^{0m} \\ \vdots & \ddots & \vdots \\ r^{m0} & \cdots & r^{mm} \end{pmatrix} \quad (3)$$

$$r_{ij|others} = -\frac{r^{ij}}{\sqrt{r^{ii} \cdot r^{jj}}} \quad (4)$$

2. 多重ロジスティック回帰

多重ロジスティック回帰ではロジスティック関数を適用することで、ある状態の起こりやすさと説明変数の関連性を分析する。今回は特に、就業・所得（収入）といった社会経済的状态や事象の起こりやすさ（オッズ）と ICT 活用の関連性を可視化することを考えており、ICT 活用を反映している二値化された説明変数 1 つに加え、目的変数とする社会経済状況・事象のオッズに影響を与えることが想定される交絡因子を説明変数とする方法をとった。つまり、下記の式 (5) に基づいて回帰を行い、 p は対象とする集団において、ある事象が起こる確率・頻度・割合（例：就業している割合）、 x_1 は効果・有意性を知りたい変数（例：スマホの所持を 1、不所持を 0）、 $[x_2, \dots, x_n]$ は影響を取り除きたい交絡因子（例：年齢・性別など）、 $[\beta_0, \dots, \beta_n]$ は回帰で推計される偏回帰係数である。

$$\log\left(\frac{p}{1-p}\right) = \text{logit}(p) = \beta_0 + \beta_1 x_1 + \beta_2 x_2 + \dots + \beta_n x_n \quad (5)$$

すなわち今回の分析では一度の回帰に、有意性を知りたい変数 1 つと調整に必要な交絡因子を必要数だけ説明変数に加えて分析している。回帰で推計された偏回帰係数 β_1 を指数化した $\exp(\beta_1)$ は調整オッズ比（OR）であり、変数 x_1 と目的変数の関連性を示す指標となる。また、各偏回帰係数に対して P 値を計算することが可能で、変数 x_1 と目的変数の関連についての有意性を示す指標となる。

3. JACSIS データの基礎集計表

図表 18 コロナ禍での休職経験に関する基本集計表（高齢者）

	合計	コロナ禍で 休職経験あり	休職経験なし	P値
就業している高齢者 (コロナ禍の休職有無に対する 回答あり)	1502	271 (18%)	1231 (82%)	
性別				P<0.01 ***
女性	531 (35%)	141 (27%)	390 (73%)	
男性	971 (65%)	130 (13%)	841 (87%)	
年齢(歳)				0.42
60-64	702 (47%)	117 (17%)	585 (83%)	
65-69	420 (28%)	86 (20%)	334 (80%)	
70-74	270 (18%)	50 (19%)	220 (81%)	
75-	110 (7%)	18 (16%)	92 (84%)	
主観的健康状態				0.65
よい	824 (55%)	143 (17%)	681 (83%)	
どちらでもない	518 (34%)	100 (19%)	418 (81%)	
悪い	160 (11%)	28 (18%)	132 (83%)	
最終学歴				P<0.01 ***
中学卒	22 (1%)	3 (14%)	19 (86%)	
高校卒	389 (26%)	83 (21%)	306 (79%)	
専門・短大卒	272 (18%)	77 (28%)	195 (72%)	
大卒	816 (54%)	108 (13%)	708 (87%)	
雇用形態				P<0.01 ***
正規雇用・会社役員	494 (33%)	58 (12%)	436 (88%)	
非正規雇用	712 (47%)	134 (19%)	578 (81%)	
自営業	296 (20%)	79 (27%)	217 (73%)	
仕事でICT機器を使う				P<0.01 ***
使う	737 (49%)	85 (12%)	652 (88%)	
使わない	765 (51%)	186 (24%)	579 (76%)	
パソコンでのデスクワーク				P<0.01 ***
メインである	514 (34%)	53 (10%)	461 (90%)	
メインでない	988 (66%)	218 (22%)	770 (78%)	

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注:合計列の(--%)は母集団全体に対する割合、それ以外の列の(--%)は合計に占める割合、P-Value はカイ 2 乗検定における有意性指標 P 値である。

図表 19 コロナ禍での休職経験に関する基本集計表（母子世帯の母親）

	合計	コロナ禍で 休職経験あり	休職経験なし	P値
就業している母子世帯の母親 (コロナ禍の休職有無に対する 回答あり)	293	67 (23%)	226 (77%)	
年齢(歳)				0.88
-29	13 (4%)	3 (23%)	10 (77%)	
30-39	139 (47%)	29 (21%)	110 (79%)	
49-49	126 (43%)	31 (25%)	95 (75%)	
50-	15 (5%)	4 (27%)	11 (73%)	
健康状態				0.07 *
よい	156 (53%)	30 (19%)	126 (81%)	
どちらでもない	92 (31%)	21 (23%)	71 (77%)	
悪い	45 (15%)	16 (36%)	29 (64%)	
最終学歴				0.16
中学卒	6 (2%)	1 (17%)	5 (83%)	
高校卒	78 (27%)	25 (32%)	53 (68%)	
専門・短大卒	127 (43%)	25 (20%)	102 (80%)	
大卒	82 (28%)	16 (20%)	66 (80%)	
雇用形態				P<0.01 ***
正規雇用	167 (57%)	24 (14%)	143 (86%)	
非正規雇用	113 (39%)	34 (30%)	79 (70%)	
自営業	13 (4%)	9 (69%)	4 (31%)	
仕事でICT機器を使う				0.02 **
使う	125 (43%)	20 (16%)	105 (84%)	
使わない	168 (57%)	47 (28%)	121 (72%)	
パソコンでのデスクワーク				0.01 **
メインである	83 (28%)	11 (13%)	72 (87%)	
メインでない	210 (72%)	56 (27%)	154 (73%)	

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注:Total 列の(--%)は母集団全体に対する割合、それ以外の列の(--%)は合計に占める割合、P-Value はカイ 2 乗検定における有意性指標 P 値である。

図表 20 コロナ禍での休職経験に関する基本集計表（全体）

	合計	コロナ禍で 休職経験あり	休職経験なし	P値
就業者全体 (コロナ禍の休職有無に対する 回答あり)	9020	1782 (20%)	7238 (80%)	
年齢(歳)				P<0.01 ***
-20	84 (1%)	29 (35%)	55 (65%)	
20-29	1236 (14%)	259 (21%)	977 (79%)	
30-39	1829 (20%)	396 (22%)	1433 (78%)	
40-49	2402 (27%)	479 (20%)	1923 (80%)	
50-59	1967 (22%)	348 (18%)	1619 (82%)	
60-69	1122 (12%)	203 (18%)	919 (82%)	
70-	380 (4%)	68 (18%)	312 (82%)	
健康状態				P<0.01 ***
よい	4808 (53%)	909 (19%)	3899 (81%)	
どちらでもない	3032 (34%)	589 (19%)	2443 (81%)	
悪い	1180 (13%)	284 (24%)	896 (76%)	
最終学歴				P<0.01 ***
中学卒	78 (1%)	23 (29%)	55 (71%)	
高校卒	1923 (21%)	473 (25%)	1450 (75%)	
専門・短大卒	1941 (22%)	479 (25%)	1462 (75%)	
大卒	5059 (56%)	802 (16%)	4257 (84%)	
雇用形態				P<0.01 ***
正規雇用	5790 (64%)	873 (15%)	4917 (85%)	
非正規雇用	2406 (27%)	674 (28%)	1732 (72%)	
自営業	824 (9%)	235 (29%)	589 (71%)	
仕事でICT機器を使う				P<0.01 ***
使う	4826 (54%)	717 (15%)	4109 (85%)	
使わない	4194 (46%)	1065 (25%)	3129 (75%)	
パソコンでのデスクワーク				P<0.01 ***
メインである	3298 (37%)	416 (13%)	2882 (87%)	
メインでない	5722 (63%)	1366 (24%)	4356 (76%)	

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注:合計列の(--%)は母集団全体に対する割合、それ以外の列の(--%)は合計に占める割合、P-Value はカイ 2 乗検定における有意性指標 P 値である。

図表 21 高齢者の就業状態に関する基本集計表

	合計	就業している	就業していない	P値
高齢者	8140	2782 (34%)	5358 (66%)	
性別				P<0.01 ***
女性	4099 (50%)	1010 (25%)	3089 (75%)	
男性	4041 (50%)	1772 (44%)	2269 (56%)	
年齢				P<0.01 ***
60-64	1988 (24%)	1216 (61%)	772 (39%)	
65-69	2255 (28%)	807 (36%)	1448 (64%)	
70-74	2263 (28%)	513 (23%)	1750 (77%)	
75-	1634 (20%)	246 (15%)	1388 (85%)	
主観的健康状態				P<0.01 ***
よい	4194 (52%)	1533 (37%)	2661 (63%)	
どちらでもない	2918 (36%)	949 (33%)	1969 (67%)	
悪い	1028 (13%)	300 (29%)	728 (71%)	
最終学歴				P<0.01 ***
中学卒	168 (2%)	45 (27%)	123 (73%)	
高校卒	2851 (35%)	802 (28%)	2049 (72%)	
専門・短大卒	1626 (20%)	509 (31%)	1117 (69%)	
大卒	3480 (43%)	1419 (41%)	2061 (59%)	
ガラケー				P<0.01 ***
所持している	1992 (24%)	620 (31%)	1372 (69%)	
所持していない	6148 (76%)	2162 (35%)	3986 (65%)	
スマホ				P<0.01 ***
所持している	6184 (76%)	2259 (37%)	3925 (63%)	
所持していない	1956 (24%)	523 (27%)	1433 (73%)	
タブレット				P<0.01 ***
所持している	2472 (30%)	952 (39%)	1520 (61%)	
所持していない	5668 (70%)	1830 (32%)	3838 (68%)	
パソコン				P<0.01 ***
所持している	7015 (86%)	2439 (35%)	4576 (65%)	
所持していない	1125 (14%)	343 (30%)	782 (70%)	
ウェブサイト コロナ情報の入手				P<0.01 ***
入手している	4265 (52%)	1539 (36%)	2726 (64%)	
入手していない	3875 (48%)	1243 (32%)	2632 (68%)	
SNSでコロナ情報の入手				P<0.01 ***
入手している	1891 (23%)	762 (40%)	1129 (60%)	
入手していない	6249 (77%)	2020 (32%)	4229 (68%)	
活字媒体で コロナ情報の入手				0.02 **
入手している	5811 (71%)	1940 (33%)	3871 (67%)	
入手していない	2329 (29%)	842 (36%)	1487 (64%)	
テレビ・ラジオで コロナ情報の入手				P<0.01 ***
入手している	7631 (94%)	2579 (34%)	5052 (66%)	
入手していない	509 (6%)	203 (40%)	306 (60%)	

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注:合計列の(--)は母集団全体に対する割合、それ以外の列の(--)は合計に占める割合、P-Value はカイ 2 乗検定における有意性指標 P 値である。

図表 22 母子世帯の世帯年収水準に関する基本集計表

	合計	世帯年収 200万以上	200万未満	P値
就業している母子世帯の母親 (世帯年収に関する回答あり)	361	224 (62%)	137 (38%)	
年齢(歳)				0.24
-29	12 (3%)	6 (50%)	6 (50%)	
30-39	165 (46%)	95 (58%)	70 (42%)	
49-49	169 (47%)	112 (66%)	57 (34%)	
50-	15 (4%)	11 (73%)	4 (27%)	
健康状態				0.77
よい	201 (56%)	128 (64%)	73 (36%)	
どちらでもない	101 (28%)	61 (60%)	40 (40%)	
悪い	59 (16%)	35 (59%)	24 (41%)	
最終学歴				P<0.01 ***
中学卒	8 (2%)	3 (38%)	5 (63%)	
高校卒	105 (29%)	54 (51%)	51 (49%)	
専門・短大卒	160 (44%)	99 (62%)	61 (38%)	
大卒	87 (24%)	68 (78%)	19 (22%)	
雇用形態				P<0.01 ***
正規雇用	208 (58%)	170 (82%)	38 (18%)	
非正規雇用	136 (38%)	45 (33%)	91 (67%)	
自営業	17 (5%)	9 (53%)	8 (47%)	
労働時間(週合計時間)				P<0.01 ***
20未満	44 (12%)	11 (25%)	33 (75%)	
20-30	46 (13%)	17 (37%)	29 (63%)	
30-40	111 (31%)	74 (67%)	37 (33%)	
40-50	136 (38%)	104 (76%)	32 (24%)	
60-	24 (7%)	18 (75%)	6 (25%)	
子どもの数(人)				0.53
1	192 (53%)	114 (59%)	78 (41%)	
2	133 (37%)	89 (67%)	44 (33%)	
3	29 (8%)	16 (55%)	13 (45%)	
4	6 (2%)	4 (67%)	2 (33%)	
6	1 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	
仕事でICT機器を使う				P<0.01 ***
使う	153 (42%)	120 (78%)	33 (22%)	
使わない	208 (58%)	104 (50%)	104 (50%)	
パソコンでのデスクワーク				P<0.01 ***
メインである	98 (27%)	76 (78%)	22 (22%)	
メインでない	263 (73%)	148 (56%)	115 (44%)	

出所:JACSIS データベースを基に野村作成。

注:合計列の(--%)は母集団全体に対する割合、それ以外の列の(--%)は合計に占める割合、P-Value はカイ 2 乗検定における有意性指標 P 値である。

《参考文献》

- ・国土交通省（2021）「令和 2 年度テレワーク人口実態調査」
- ・Kondo et al., (2021) 「Understanding the Role of Internet Access on Health and Health Equity toward Healthy Ageing in the Western Pacific Region」
- ・内閣府（2021）「令和 3 年版高齢社会白書」
- ・NHK・JILPT（2020）「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関する NHK・JILPT 共同調査」
- ・内閣府・男女共同参画局（2020）「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」
- ・総務省統計局（2021）「統計トピックス No.129 統計からみた我が国の高齢者-「敬老の日」にちなんで- 1.高齢者の人口」
- ・厚生労働省（2019）「平成 29 年 所得再分配調査報告書」
- ・厚生労働省（2019）「2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部のとりまとめ」
- ・厚生労働省（2020）「2019 年 国民生活基礎調査」
- ・行政改革（2020）「秋のレビュー：子供の貧困・シングルペアレンツをめぐる課題の整理と解決の可能性」
- ・OECD（2021）「OECD FAMILY DATABASE」
- ・厚生労働省（2017）「平成 28 年 全国ひとり親世帯等調査」
- ・JILPT（2019）「第 5 回(2018)子育て世帯全国調査」
- ・厚生労働省（2020）「ひとり親家庭の現状と支援施策について」
- ・WHO（2021）「Decade of healthy ageing: baseline report」
- ・JACSIS (The Japan COVID-19 and Society Internet Survey) study 「日本における COVID-19 問題による社会・健康格差評価研究」
- ・総務省統計局（2021）「2019 年全国家計構造調査」
- ・Blakely et al., (2017) 「A Typology for Charting Socioeconomic Mortality Gradients」
- ・総務省（2013）「ICT 超高齢社会構想会議報告書」
- ・厚生労働省（2021）「ひとり親家庭の支援施策について」
- ・内閣府（2020）「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」
- ・内閣府（2021）「経済財政運営と改革の基本方針 2021 日本の未来を拓く 4 つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」
- ・NPO 法人 PC マスターズ「名古屋市高齢者就業支援センターが主催のパソコン講座」
- ・NPO 法人ひとり親 ICT 就業支援センター「ひとり親のための『在宅就業に向けたパソコン講座』」
- ・東京大学・日本 IBM「高齢者の経験・知識・技能を社会の推進力とするための ICT 基盤「高齢者クラウド」の研究開発」
- ・NPO 法人シングルマザーズシスターフッド「ひとり親 TECH エンパワメントプログラム」
- ・オリィ研究所「分身ロボット「OriHime」」
- ・総務省統計局（2011）「平成 23 年版 情報通信白書」
- ・Yu et al., (2021) 「Association of Visual Display Terminal Usage with Self-Rated Health and Psychological Distress among Japanese Office Workers during the COVID-19 Pandemic」

ディスクレイマー

本資料は表紙に記載されている野村グループの関連会社により作成されたもので、表紙などに従業員やその協力者が記載されている1社あるいは複数の野村グループの関連会社によって単独あるいは共同で作成された資料が含まれます。ここで使用する「野村グループ」は、野村ホールディングス、およびその関連会社と子会社を指し、(a)日本の野村證券(「NSC」)、(b)ドイツのノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH(「NFPE」)、(c)英国のノムラ・インターナショナル plc(「Nlplc」)、(d)米国のノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク(「NSI」)、(e)香港の野村国際(香港)(「NIHK」)、(f)韓国のノムラ・フィナンシャル・インベストメント(韓国)(「NFIK」)(韓国金融投資協会(「KOFIA」)に登録しているアナリストの情報は KOFIA のイントラネット <http://dis.kofia.or.kr> でご覧いただけます)、(g)シンガポールのノムラ・シンガポール・リミテッド(「NSL」)(登録番号 197201440E、シンガポール金融監督局の監督下にあります)、(h)オーストラリアのノムラ・オーストラリア・リミテッド(「NAL」)(ABN 48 003 032 513)(オーストラリアのライセンス番号 246412、オーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の監督下にあります)、(i)マレーシアのノムラ・セキュリティーズ・マレーシア Sdn. Bhd. (「NSM」)、(j)台湾の NIHK 台北支店(「NITB」)、(k)インドのノムラ・フィナンシャル・アドバイザリー・アンド・セキュリティーズ(インディア) プライベート・リミテッド(「NFASL」)、(登録住所: Ceejay House, Level 11, Plot F, Shivsagar Estate, Dr. Annie Besant Road, Worli, Mumbai- 400 018, India; 電話: 91 22 4037 4037、ファックス: 91 22 4037 4111; CIN 番号: U74140MH2007PTC169116、SEBI 登録番号(株式ブローカレッジ): INZ000255633、SEBI 登録番号(マーチャントバンキング): INM000011419、SEBI 登録番号(リサーチ): INH000001014)が含まれます。リサーチ・レポートの表紙のアナリスト名の横に記載された「CNS タイランド」の記載は、タイのキャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック・カンパニー・リミテッド(「CNS」)に雇用された当該アナリストが、CNS 及び NSL 間のアグリーメントに基づき、NSL にリサーチ・アシスタントのサービスを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙の従業員氏名の横に記載された「NSFSPL」は、ノムラ・ストラクチャード・ファイナンス・サービスズ・プライベート・リミテッドに雇用された当該従業員が、インターカンパニー・アグリーメントに基づき、特定の野村の関連会社のサポートを行っていることを示しています。リサーチ・レポートの表紙の個人名の横に記載された「ベルダーナ」は、「PT ベルダーナ セキュリタス インドネシア(「ベルダーナ」)に雇用された従業員が、リサーチ・パートナーシップアグリーメントに基づき、NIHK に対してリサーチ・アシスタントのサービスを提供することを示しています。ベルダーナと当該個人はいずれもインドネシア国外でのライセンスを有していません。野村東方国際証券有限公司(「NOI」)は、野村ホールディングス株式会社、東方国際(集団)有限公司並びに上海黄浦投資控股(集団)有限公司の出資する合弁会社ですが、野村グループの定義には含まれておりません。リサーチ・レポートの表紙において NOI の横に明記されている個人は、NOI に雇用されており、NIHK に対して、両社が締結しているリサーチ・パートナーシップ・アグリーメントに基づいたリサーチ・アシスタント・サービスを提供していることを示しており、NOI と当該個人のいずれも中国本土以外でのライセンスを有していません。

本資料は、(i)お客様自身のための情報であり、投資勧誘を目的としたものではなく、(ii)証券の売却の申込みあるいは証券購入の勧誘が認められていない地域における当該行為を意図しておらず、かつ(iii)野村グループに関するディスクロージャー以外は、信頼できると判断されるが野村グループによる独自の確認は行っていない情報源に基づいております。

野村グループに関するディスクロージャー以外は、野村グループは、本資料の公正性、正確性、完全性、適格性、信頼性、適切性、または部分的な目的に適合する、あるいは商業的に実行可能であることを明示的あるいは暗黙の、保証または提示もしくは約束するものではありません。また、法令・諸規則により許容可能な最大限の範囲において、本資料および関連データの利用の結果として行われた行為(あるいは行わないという判断)に対する責任(過失による、そうでなければ、全体または一部において)を負いません。これにより、野村グループによる全ての保証とその他の確認は法令・諸規則により許容可能な最大限の範囲まで免除されます。野村グループは本資料もしくは本資料に含まれる情報、ないしはそれに関連して生じるものの利用、誤用あるいは配布から生じるいかなる損失に対して一切の責任(過失による、そうでなければ、全体または一部において)を負いません。

本資料中の意見または推定値は本資料に記載されている発行日におけるものであり、本資料中の意見および推定値を含め、情報は予告なく変わることがあります。野村グループは、いかなる義務も明示的に否定するものではなく、本資料を更新もしくは改定する義務を負うものではありません。本資料中の論評または見解は執筆者のものであり、野村グループ内の他の関係者の見解と一致しない場合があります。お客様は本資料中の助言または推奨が各自の個別の状況に適しているかどうかを検討する必要があります。また、必要に応じて、税務を含め、専門家の助言を仰ぐことをお勧めいたします。野村グループは税務に関する助言を提供しておりません。

野村グループ、その執行役、取締役、従業員および関連会社は、関連法令、規則で認められている範囲内で、本資料中で言及している発行体の証券、商品、金融商品、またはそれらから派生したオプションやその他のデリバティブ商品、および証券について、自己勘定、委託、その他の形態による取引、買持ち、売持ち、あるいは売買を行う場合があります。また、野村グループ会社は発行体の金融商品の(英国の適用される規則の意味する範囲での)マーケットメーカーあるいはリクイディティ・プロバイダーを務める場合があります。マーケットメーカー活動が米国あるいはその他の地域における諸法令および諸規則に明記された定義に従って行われる場合、発行体の開示資料においてその旨が別途開示されます。

本資料には、第三者から入手した情報が記載されている場合がありますが、スタンダード&プアーズ(S&P)などの格付け機関による格付けだけではありません。野村グループは、本資料もしくはそれに関連して生じる第三者から取得した情報に関して、同一性、公正性、正確性、完全性、適格性、商品適格性、または部分的な目的への適合性に係るすべての表明、保証、または約束を明示的に一切負わないものとし、また、本資料に含まれている、またはそれに関連して生じる、直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護士料、損失コスト、損失(逸失利益や機会費用を含む)に関する責任(過失による、そうでなければ、全体または一部において)を負うものではありません。当該第三者の書面による事前の許可がない限り、第三者が関わる内容の複製および配布は形態の如何に関わらず禁止されております。第三者である情報提供者は格付けを含め、いずれの情報の公正性、正確性、完全性、適格性、適時性あるいは利用可能性を、明示的あるいは暗黙の保証をしておらず、原因が何であれ、(不注意あるいは他の理由による)誤りあるいは削除、または当該内容の利用もしくは誤用に起因する結果に対する一切の責任を負いません。第三者である情報提供者は、商品適格性、または部分的な目的への適合性の保証を含め(ただしこれに限定されない)、明示的あるいは暗黙の保証を行っていません。第三者である情報提供者は格付けを含め、提供した情報の利用に関連する直接的、間接的、偶発的、懲罰的、補償的、罰則的、特別あるいは派生的な損害、費用、経費、弁護士料、損失コスト、費用(損失収入または利益、機会コストを含む)に対する責任(過失による、そうでなければ、全体または一部において)を負いません。信用格付けは意見の表明であり、事実または証券の購入、保有、売却の推奨を表明するものではありません。格付けは証券の適合性あるいは投資目的に対する証券の適合性を扱うものではなく、投資に関する助言として利用することはお控えください。

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc.(「MSCI」)の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の重複、複製、再配信、再配布あるいは使用は、金融商品と指数の作成においては、いかなる目的であっても、その全部または一部を含んでの利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報

の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該資料もしくは本資料に含まれる情報、ないしはそれに関連して生じるもののすべての部分について、独創性、公正性、正確性、完全性、適格性、商品適格性、特定の目的に対する適性に関する表明、保証または約束を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任(過失による、そうでなければ、全体または一部において)をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

Russell/Nomura 日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社および Frank Russell Company に帰属します。なお、野村證券株式会社および Frank Russell Company は、当インデックスの公正性、正確性、完全性、適格性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

本資料は投資家のお客様にとって投資判断を下す際の諸要素のうちの一つにすぎないとお考え下さい。また、本資料は、直接・間接を問わず、投資判断に伴う全てのリスクについて検証あるいは提示しているのではないことをご了解ください。野村グループは、ファンダメンタル分析、定量分析等、異なるタイプの数々のリサーチ商品を提供しております。また、時間軸の捉え方や分析方法の違い等の理由により、リサーチのタイプによって推奨が異なる場合があります。野村グループは野村グループのポータル・サイト上へのリサーチ商品の掲載および/あるいはお客様への直接的な配布を含め、様々な方法によってリサーチ商品を発表しております。リサーチ部門が個々のお客様の要望に応じて提供する商品およびサービスはお客様の属性によって異なる場合があります。

当レポートに記載されている数値は過去のパフォーマンスあるいは過去のパフォーマンスに基づくシミュレーションに言及したものである場合があります。将来のまたは見込まれるパフォーマンスを示唆するものとして信頼できるものではありません。情報に将来のパフォーマンスおよび事業の見通しに関する期待、予想、示唆が含まれている場合、係る予想は将来のまたは見込まれるパフォーマンスを示唆するものとして必ずしも信頼できるものではありません。また、シミュレーションはモデルと想定 of 簡略化に基づいて行われており、想定が過度に簡略化され、将来のリターン分布を反映していない場合があります。本資料で説明のために作成・発行された数値、投資戦略、インデックスは、EU 金融ベンチマーク規制が定義する"ベンチマーク"としての"使用"を意図したものではありません。

特定の証券は、その価値または価格、あるいはそこから得られる収益に悪影響を及ぼし得る為替相場変動の影響を受ける場合があります。

金融市場関連のリサーチについて: アナリストによるトレード推奨については、以下の 2 通りに分類されます: 戦術的(tactical)トレード推奨は、向こう 3 ヶ月程度の見通しに基づいています; 戦略的(strategic)トレード推奨は、向こう 6 ヶ月から 12 ヶ月の見通しに基づいています。これら推奨トレードについては、経済・市場環境の変化に応じて、適宜見直しの対象となります。また、ストップ・ロスが明記されたトレードについては、その水準を超えた時点で推奨の対象から自動的に外れます。トレード推奨に明記される金利水準や証券のプライスについては、リサーチ・レポートの発行に際してアナリストから提出された時点の、ブルームバーグ、ロイター、野村のいずれかによる気配値であり、その時点で、実際に取引が可能な水準であるとは限りません。

本資料に記載された証券は米国の 1933 年証券法に基づく登録が行われていない場合があります。係る場合、1933 年証券法に基づく登録が行われる、あるいは当該登録義務が免除されていない限り、米国内で、または米国人を対象とする購入申込みあるいは売却はできません。準拠法が他の方法を認めていない限り、いかなる取引もお客様の地域にある野村の関連会社を通じて行う必要があります。

本資料は、Nipic により英国において投資リサーチとして配布することを認められたものです。Nipic は、英国のブルーデンス規制機構によって認可され、英国の金融行為監督機構とブルーデンス規制機構の規制を受けています。Nipic はロンドン証券取引所会員です。本資料は、英国の適用される規則の意味する範囲での個人的な推奨を成すものではなく、あるいは個々の投資家の特定の投資目的、財務状況、ニーズを勘案したものではありません。本資料は、英国の適用される規則の目的のために「適格カウンターパーティー」あるいは「専門的顧客」である投資家のみを対象にしたもので、したがって、当該目的のために「個人顧客」である者への再配布は認められておりません。本資料は、ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH (「NFPE」)により欧州経済領域内において投資リサーチとして配布することを認められたものです。NFPE は、フランクフルト/マイン裁判所の商業登記簿に登録された商業登記番号 HRB110223 であるドイツ法下の有限責任会社として組織された会社であり、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)の監督下にあります。

本資料は、香港証券先物委員会の監督下にある NIHK によって、香港での配布が認められたものです。本資料は、香港で適用される規制における「プロの投資家」に該当する投資家のみを対象としており、そのような目的で「プロの投資家」でない人には再配布できません。本資料は、オーストラリアで ASIC の監督下にある NAL によってオーストラリアでの配布が認められたものです。また、本資料は NSM によってマレーシアでの配布が認められています。シンガポールにおいては、本資料は、証券先物法(第 110 条)及びその他で定義される免除フィナンシャルアドバイザーである NSL により配布されており、シンガポール通貨庁により規制されております。NSL は、金融アドバイザー規制の規則 32C に基づく取り決めに従って海外の関係会社により発行された本資料を配布することができます。本資料の受領者が、証券先物法(第 289 条)で定義されている認定、専門的もしくは機関投資家でない場合、NSL はそのような受領者に対しては本資料の内容について、法律によって要求される範囲においてのみ法的責任を負うものとします。シンガポールにて本資料の配布を受けたお客様は本資料から発生した、もしくは関連する事柄につきましては NSL にお問い合わせください。本資料は、一般的な流通のために作成されたものであり、特定の投資目的、金融の状況又は特定の者の特定の必要性を考慮したものではありません。受領者は、別途の契約に基づいて、投資の適切性についてフィナンシャルアドバイザーからの助言を、妥当なものであるとして受けることを含め、証券購入の決定をする前に、自身の特定の投資目的、金融の状況又は特定の必要性を考慮する必要があります。

本資料は米国においては 1933 年証券法のレギュレーション S の条項で禁止されていない限り、米国登録ブローカー・ディーラーである NSI により配布されます。NSI は 1934 年証券取引所法規則 15a-6 に従い、その内容に対する責任を負っております。本資料を作成した会社は、野村グループ内の関連会社が、顧客が入手可能な複製を作成することを許可しています。

野村サウジアラビア、Nipic、あるいは他の野村グループ関連会社はサウジアラビア王国(「サウジアラビア」)での(資本市場庁が定めるところの、)「オースライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテュションズ」以外の者への本資料の配布、アラブ首長国連邦(「UAE」)においては、(ドバイ金融サービス機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」または「専門的顧客」以外の者への配布、また、カタール国の(カタール金融センター規制機構が定めるところの、)「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者への配布を認めておりません。サウジアラビアにおいては、「オースライズド・パーソンズ」、「エグゼンプト・パーソンズ」、または「インスティテュションズ」以外の者、UAE の「マーケット・カウンターパーティー」または「専門的顧客」以外の者、あるいは

カタールの「マーケット・カウンターパーティー」、または「ビジネス・カスタマーズ」以外の者を対象に本資料ならびにそのいかなる複製の作成、配信、配布を行うことは直接・間接を問わず、係る権限を持つ者以外が行うことはできません。この規定に従わないと、サウジアラビア、UAE、あるいはカタールの法律に違反する行為となる場合があります。

インドネシア共和国の法律に基づいて公募増資を行う場合、本資料はインドネシア国内での配布、インドネシア共和国域内での流通やインドネシア国民(居住地または所在地にかかわらず)への流通、もしくはインドネシアの法人や居住者への提供はできません。本資料に言及されている証券のインドネシア国内における募集もしくは販売、インドネシア国民(居住地または所在地にかかわらず)への募集もしくは販売、あるいはインドネシア共和国の法律に基づいて公募増資を行う場合におけるインドネシアの法人、居住者への販売もしくは売却は行われない場合があります。

台湾上場企業に関するレポートおよび台湾所属アナリスト作成のレポートについて:本資料は参考情報の提供だけを目的としています。お客様ご自身で投資リスクを独自に評価し、投資判断に単独で責任を負っていただく必要があります。本資料のいかなる部分についても、野村グループから事前に書面で承認を得ることなく、報道機関あるいはその他の誰であっても複製あるいは引用することを禁じます。「Operational Regulations Governing Securities Firms Recommending Trades in Securities to Customer」及びまたはその他の台湾の法令・規則に基づき、お客様が本資料を関係者、関係会社およびその他の第三者を含む他者へ提供すること、あるいは本資料を用いて利益相反があるかもしれない活動に従事することを禁じます。NIHK 台湾支店が執行できない証券または商品に関する情報は、情報の提供だけを目的としたものであり、投資の推奨または勧誘を意図したものではありません。

本資料は、野村グループ若しくはその子会社・関連会社(以下総称して「オフショア会社」)が作成したものであり、銘柄のリサーチ提供について中華人民共和国(「中国」(この資料では、香港、マカオ、台湾を除く))からライセンスを受けていません。本リサーチ・レポートは中国国内での配布を承認されていない、もしくは配布を意図されていません。中国 A 株に関連する分析(もしあれば)は、中国に居住もしくは所在する者を対象に作成されたものではありません。利用者は、投資判断を行うに当たり、本リサーチ・レポートに含まれる如何なる情報にも依拠してはいけません。また、オフショア会社はこれに関して責任を負いません。

本資料のいかなる部分についても、野村グループ会社から事前に書面で同意を得ることなく、(i)その形態あるいは方法の如何にかかわらず複製、撮影、再生成、または重複することあるいは(ii)再配信、再発行、再配布することを禁じます。本資料が、電子メール等によって電子的に配布された場合には、情報の傍受、変造、紛失、破壊、あるいは遅延もしくは不完全な状態での受信、またはウイルスへの感染の可能性があることから、安全あるいは誤りがない旨の保証は致しかねます。従いまして、送信者は電子的に送信したために発生する可能性のある本資料の内容の誤りあるいは欠落に対する責任(過失による、そうでなければ、全体または一部において)を負いません。確認を必要とされる場合には、印刷された文書をご請求下さい。

日本で求められるディスクレイマー

レポート本文中の格付記号の前に※印のある格付けは、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付け(無登録格付け)です。無登録格付けについては「無登録格付に関する説明書」<https://www.nomura.co.jp/retail/bond/noregistered/index.html> をご参照ください。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大 1.43%(税込み)(20 万円以下の場合は、2,860 円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内 REIT、国内 ETF、国内 ETN、国内インフラファンドを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大 1.43%(税込み)(20 万円以下の場合は 2,860 円(税込み))の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 REIT は運用する不動産の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。国内 ETF・ETN は連動する指数等の変動により損失が生じるおそれがあります。国内インフラファンドは運用するインフラ資産等の価格や収益力の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買入の場合には加え、売入の場合には差し引いた額)に対し最大 1.045%(税込み)(売買代金が 75 万円以下の場合は最大 7,810 円(税込み))の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

信用取引には、売買手数料(約定代金に対し最大 1.43%(税込み)(20 万円以下の場合は 2,860 円(税込み)))、管理費および権利処理手数料をいただきます。加えて、買付の場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料および品質料をいただきます。委託保証金は、売買代金の 30%以上(オンライン信用取引の場合、売買代金の 33%以上)で、かつ 30 万円以上の額が必要です。信用取引では、委託保証金の約 3.3 倍まで(オンライン信用取引の場合、委託保証金の約 3 倍まで)のお取引を行うことができるため、株価の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。詳しくは、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、等をよくお読みください。

CBの売買取引には、約定代金に対し最大 1.10%(税込み)(4,400 円に満たない場合は 4,400 円(税込み))の売買手数料をいただきます。CBを相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。CBは転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により損失が生じるおそれがあります。加えて、外貨建てCBは、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

個人向け国債を募集によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。個人向け国債は発行から1年間、原則として中途換金はできません。個人向け国債を中途換金する際、原則として次の算式によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。(変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額 $\times 0.79685$ 、固定5年、固定3年:2回分の各利子(税引前)相当額 $\times 0.79685$)

物価連動国債を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。物価連動国債の価格は、市場の金利水準の変化や全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。想定元金額は、全国消費者物価指数の発行時からの変化率に応じて増減します。利金額は、各利払時の想定元金額に表面利率を乗じて算出します。償還額は、償還時点での想定元金額となりますが、2023年以降に償還するもの(第17回償以降)については、額面金額を下回しません。

投資信託のお申込み(一部の投資信託はご換金)にあたっては、お申込み金額に対して最大5.5%(税込み)の購入時手数料(換金時手数料)をいただきます。また、換金時に直接ご負担いただく費用として、換金時の基準価額に対して最大2.0%の信託財産留保額をご負担いただく場合があります。投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用として、国内投資信託の場合には、信託財産の純資産総額に対する運用管理費用(信託報酬)(最大5.5%(税込み・年率))のほか、運用成績に応じた成功報酬をご負担いただく場合があります。また、その他の費用を間接的にご負担いただく場合があります。外国投資信託の場合も同様に、運用会社報酬等の名目で、保有期間中に間接的にご負担いただく費用があります。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。従って損失が生じるおそれがあります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。また、上記記載の手数料等の費用の最大値は今後変更される場合がありますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくお読みください。

金利スワップ取引、及びドル円ベース・スワップ取引(以下、金利スワップ取引等)にあたっては、所定の支払日における所定の「支払金額」のみお支払いいただきます。金利スワップ取引等には担保を差入れている場合があります。取引額は担保の額を超える場合があります。担保の額は、個別取引により異なりますので、担保の額及び取引の額の担保に対する比率を事前に示すことはできません。金利スワップ取引等は金利、通貨等の金融市場における相場その他の指標にかかる変動により、損失が生じるおそれがあります。また、上記の金融市場における相場変動により生じる損失が差入れていた担保の額を上回る場合があります。また追加で担保を差入れている必要が生じる場合があります。お客様と当社で締結する金利スワップ取引等と「支払金利」(又は「受取金利」)以外の条件を同一とする反対取引を行った場合、当該金利スワップ取引等の「支払金利」(又は「受取金利」)と、当該反対取引の「受取金利」(又は「支払金利」)とには差があります。商品毎にリスクは異なりますので、契約締結前交付書面やお客様向け資料をよくお読みください。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。CDS取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差し入れ又は預託していただく場合があります。取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。CDS取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株式等を移管する場合には、数量に応じて、移管する銘柄ごとに11,000円(税込み)を上限額として移管手数料をいただきます。有価証券や金銭のお預かりについては料金をいただきません。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村グループは法令順守に関する方針および手続き(利益相反、チャイニーズ・ウォール、守秘義務に関する方針を含むがそれに限定されない)やチャイニーズ・ウォールの維持・管理、社員教育を通じてリサーチ資料の作成に関わる相反を管理しています。

本資料で推奨されたトレードについて、その構築に用いられた手法や数理・解析モデルに関する追加情報が必要な場合は、表紙に記載された野村のアナリストにお問い合わせください。ディスクロージャー情報については下記のサイトをご参照ください。

<http://go.nomuranow.com/research/globalresearchportal/pages/disclosures/disclosures.aspx>

Copyright © 2022 Nomura Securities Co., Ltd. All rights reserved.